

特別養護老人ホーム 和楽 WARAKU (短期入所) 利用料金表

(令和4年10月1日改定)

【短期入所】 基本利用料金 (日額)

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
短期入所生活介護費		696 単位	764 単位	838 単位	908 単位	976 単位
サービス提供体制加算 (I)		22 単位				
夜勤職員配置加算 (II)		18 単位				
小計 A		736 単位	804 単位	878 単位	948 単位	1016 単位
介護職員処遇改善加算(I) B		61 単位	67 単位	73 単位	79 単位	84 単位
介護職員等特定処遇改善加算(I) C		20 単位	22 単位	24 単位	26 単位	27 単位
介護職員等ベースアップ等支援加算 D		12 単位	13 単位	14 単位	15 単位	16 単位
自己負担額 A+B+C+D	負担割合 1 割	843 円	921 円	1,005 円	1,086 円	1,162 円
	負担割合 2 割	1,686 円	1,842 円	2,011 円	2,172 円	2,324 円
	負担割合 3 割	2,529 円	2,764 円	3,017 円	3,258 円	3,487 円

※1 必要があると認められた場合、送迎加算として片道につき 184 単位が加算されます。

※2 介護職員処遇改善加算は月単位で計算するため、単位数が多少前後することがあります。

※3 その他、以下の加算が適用される場合があります。

- 療養食加算として 8 単位 (1 食あたり)
- 認知症ケア加算 (II) として 4 単位 (日額)
- 若年性認知症利用者受入加算として 120 単位 (日額)
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算として 1 日につき 200 単位 (7 日間まで)
- 在宅中重度者受入加算として 425 単位 (日額)

【介護予防短期入所】 基本利用料金 (日額)

		要支援 1	要支援 2
介護予防短期入所生活介護費		523 単位	649 単位
サービス提供体制加算 (I)		22 単位	
小計 A 1 割		545 単位	671 単位
介護職員処遇改善加算 (I) B		45 単位	56 単位
介護職員等特定処遇改善加算(I) C		15 単位	18 単位
介護職員等ベースアップ等支援加算 D		9 単位	11 単位
自己負担額 A+B+C+D	負担割合 1 割	624 円	768 円
	負担割合 2 割	1,248 円	1,537 円
	負担割合 3 割	1,873 円	2,306 円

※1 必要があると認められた場合、送迎加算として片道につき 184 単位が加算されます。

※2 介護職員処遇改善加算は月単位で計算するため、単位数が多少前後することがあります。

※3 その他、以下の加算が適用される場合があります。

- 療養食加算として 8 単位 (1 食あたり)
- 若年性認知症利用者受入加算として 120 単位 (日額)
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算として 1 日につき 200 単位 (7 日間まで)

## 【共通】

### ○食費・滞在費（日額）

区 分	食 費	滞在費	合 計
第 1 段階	300 円	820 円	1,120 円
第 2 段階	600 円	820 円	1,420 円
第 3 段階 ①	1,000 円	1,310 円	2,310 円
第 3 段階 ②	1,300 円	1,310 円	2,610 円
第 4 段階	1,820 円	2,700 円	4,520 円

※1 食費及び滞在費は全額自己負担となっています。

※2 低所得者には食費・居住費の負担限度額が設定されることがあります。詳しくは保険者（市町村）にお問い合わせください。

※3 減額該当者は、保険者より発行される**介護保険負担限度額認定証**をご提示ください。

※4 減額の非該当者は第4段階に区分されます。

### ○その他の料金（自己負担となるサービス）

おやつ代	100 円（日額）
理美容代	実費（出張日は事前にお伝えします。）
交通費（通常の事業実施地域外）	定めた地域を越えた地点から 1 km毎に 150 円
電気代	実費（希望によって使用される電化製品がある場合）
電話代	3 分間で 10 円（施設の電話をご利用いただけます。）
買物代行料	実費（希望によって日用品等の買物を代行します。）
複写物の交付	1 枚につき 10 円（白黒）
クリーニング代	おしゃれ着として業者依頼した場合の実費
教養娯楽費	レクリエーションやクラブ活動の利用料金・材料費等の実費
健康管理費（予防接種等）	実費（インフルエンザ予防接種は全員行います。）
身の回りの日用品	実費（希望によって使用される日用品がある場合）

※1 おやつ代については、利用者の希望によってご負担いただきます。

※2 おむつ代及び洗濯代は、基本利用料金に含まれます。

※3 上記以外に入居者にご負担いただくことが適当であると認められる費用については、事前に入居者または代理人等のご了解を得た上で徴収します。